

平成29年度 第10回

江 田 島 市 農 業 委 員 会 議 事 録

江 田 島 市 農 業 委 員 会

平成29年度第10回江田島市農業委員会議事録

日 時	平成30年1月30日 16時00分	場 所	農村環境改善センター
出席委員	1 下河内 昭博 2 中福 留美 3 前田 榮子 4 中下 雅敏 5 山田 隆見 6 村上 浩司 7 田中 正彦 8 清水 正子 9 大段 幸雄		
欠席委員			
出席者 総 数	出席委員 9名 欠席委員 0名		
その他 出席者	事務局長 松岡 弘倫 書記 奥原 芽衣 書記 中下 将良 書記 窪田 松枝		
議事録 署名委員	5 山田 隆見 6 村上 浩司		
提出議題	議事 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第47号 農地利用集積計画の決定について 協議事項 農地利用最適化推進委員との話し合いについて 各委員への情報伝達について		

平成29年度第10回江田島市農業委員会総会次第

1 開 会

事務局長 定刻になりましたので、ただいまから、平成29年度第10回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は、9名中、欠席者数0名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することを報告いたします。
それでは、最初に会長がご挨拶を申し上げます。

議長 あけましておめでとうございます。今年もよろしく申し上げます。まだ農業委員や農地利用最適化推進委員の業務のやり方をどういう風に行うか、明確に決まっていらないのですが、この1年ぐらいで、まとめていきたい。農業委員会の形を揃えていきたいという気持ちでおります。よろしく申し上げます。

2 議事録署名者の指名について

議長 それでは、日程第2の議事録署名者の氏名でございますが、今回の議事録署名者につきましては、5番の山田委員と、6番の村上委員を指名させていただきます。なお、書記に、松岡事務局長、奥原書記、中下書記、窪田書記を指名させていただきます。

3 諸 報 告

議長 それでは、日程第3の諸報告ですが、事務局から、何かありますか。

事務局長 いえ、特にはありません。

議長 事務局からの諸報告が別にないようでございますので、日程第4の議案第45号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をしてもらいます。お願いします。

4 議 事

事務局長 はい。お手元に、現地確認チェックシート及び現地写真をお配りしていますので、あわせてご覧ください。

議案の3ページをご覧ください。番号1と番号2は関連した案件ですので、続けて説明をいたします。

番号1。譲渡人●●●●。住所、高知県香美市_____。譲受人▲▲▲▲。住所、沖美町_____。所在地、沖美町三吉_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑、面積、304㎡。

申請理由は譲渡で、譲受人は「自家消費野菜を栽培するため、居宅と併せて

譲り受ける」ということでした。

続きまして、番号2。貸人、持分1/2■■■■。住所、広島市_____。職業、無職。持分1/2、◆◆◆◆。住所、広島市_____。借人、▲▲▲▲。住所、沖美町_____。所在地、沖美町是長_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、460 m²。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、152 m²。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、579 m²。

申請理由は使用貸借で、借人は「柑橘類を栽培するため、借り受ける。」ということでした。

以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたします。

議長 この1番と2番の案件につきまして、担当の農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

清水委員 沖美町の清水です。推進委員さんと事務局と一緒に、1月16日に現地を見ました。この土地は、譲渡人の親戚の人が管理していたんですが、持ち主の方も江田島にいらっしゃっていないので、手放すというお話になったそうです。譲受人の方が近くにある家も全部買ってくれるということでした。間違いはありませんので、宜しくお願いします。

議長 ほかに、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないということですので、この1番と2番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可といたします。次をお願いいたします。

以上で、3条の審議を終わりました。議案第46号の農地法5条の許可申請につきまして、事務局から説明をしてもらいます。

事務局長 はい。9ページをご覧ください。

番号1、譲渡人●●●●。住所、大阪府八尾市_____。譲受人▲▲▲▲。住所、広島市_____。所在地、大柿町大原_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、304 m²。

申請理由は譲渡で、譲受人は「貸駐車場用地として、譲り受ける」ということでした。駐車台数6台を予定しています。

ご審議をお願いいたします。

議長 この1番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

村上委員 1月16日に、最適化推進委員の小松さんが確認に行かれました。間違いないので、宜しくお願いします。

議長 間違いないということですので、この1番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可といたします。次、お願いします。

事務局長 はい。番号2。譲渡人、●●●●。住所、神戸市_____。譲受人、▲▲▲▲。住所、大柿町_____。所在地、能美町中町_____。〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、989㎡。
申請理由は譲渡で、譲受人は「太陽光発電設備設置のため、譲り受ける」ということでした。パネル、192枚。発電量、57.6キロワットの設備を設置予定です。こちらは農振農用地でしたが、平成29年12月18日付けで除外されております。
ご審議をお願いいたします。

議長 この案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美の田中です。先日前城委員さんと一緒に現地を確認しまして、間違いございません。宜しくお願いします。

議長 ないということですので、この2番の案件につきまして、許可することに、異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員異議がないということですので、許可とします。
以上で5条の審議を終わります。議案第47号の農地利用集積計画の決定について、事務局から説明をしてもらいます。お願いします。

事務局長 17ページをご覧ください。続けて説明をさせていただきます。現地の写真は手元にお配りしていますので、あわせてご覧ください。
番号1。利用権を設定する農用地、大字、江田島町切串_____。現況地目、畑。面積、1,429㎡。利用権を設定する者。住所・氏名、江田島町_____。●●●●。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所氏名、江田島

町_____。▲▲▲▲。設定する利用権、利用権の種類。賃貸借権。利用権の内容、野菜。始期、平成30年2月1日。終期、平成30年7月31日。期間は6ヵ月です。継続の案件です。

続きまして、番号2。利用権を設定する農用地、大字、江田島町切串_____。現況地目、畑。面積、1,500㎡。利用権を設定する者。住所・氏名、江田島市江田島町_____。■●●●。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所・氏名、江田島町_____。◆◆◆◆。設定する利用権、用権の種類、賃貸借権。利用権の内容、野菜。始期、平成30年2月1日。終期、平成31年1月31日。期間は1年です。新規の案件です。

続きまして、番号3、利用権を設定する農用地、大字、江田島町津久茂_____。現況地目、畑。面積、1,889㎡。利用権を設定する者。住所・氏名、広島市_____。○○○○。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所・氏名、江田島市江田島町_____。△△△△。設定する利用権、利用権の種類、使用貸借権。利用権の内容、野菜。始期、平成30年2月1日。終期、平成32年12月31日。期間は2年11ヵ月です。継続の案件です。以上で、説明を終わります。

議長 これらの案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

山田委員 江田島町の農業委員の山田です。1番の案件についてですが、この土地を、▲▲君が6か月間借りるということでした。今年度で、7月までに新しい農地ハウスを建てるということで、期間が6ヶ月ということになっておりますので、どうか宜しくお願いいたします。

それと、2番の案件で、譲渡人は■●さんです。一年ほど◆◆さんがこの土地でハウスを借りてきゅうりを作るということでした。この1年間の間に新しいハウスを建てるということで、期間が1年間になっております。こちらも宜しくお願いいたします。

また、この3番の案件につきまして、○○さんは、お父さんが付近の地区の方なんです。土地がまだ当該地にあるということ、同じ地域に住んでおられる△△さんが借りるということでした。私も行ってみたんですが、野菜とかイチジクも植えてあります。約2年から3年借りるということ、更新の契約ということになっております。宜しくお願いします。

事務局長 事務局から少し、補足をさせていただきます。今、山田委員さんからご説明を頂きましたが、1番と2番の案件は、江田島市で実施をしているきゅうり栽培の研修生に関する案件になります。▲▲さんは昨年度卒業されて、就農されている方です。◆◆さんは今年度研修が終わられる予定で、明日で研修が終了します。そのため2月1日から就農されるために、農地を借りるという話になっています。以上です。

議長 意見や質問がないということですのでございますので、これらの案件につきまして、決定することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員異議がないということでございますので、決定とします。以上で、農地利用集積計画の決定についてを終わりました。日程第5の協議事項に移ります。

5 協 議 事 項

議長 事務局からなにかありますか。

事務局長

- ・農地利用最適化推進委員との話し合いについて
- ・各委員への情報伝達について

6 そ の 他

議長 それでは、本日はお疲れ様でした。